

新宿中央公園 避難場所運営ガイド

平成 30 (2018) 年 9 月
新宿区・新宿駅周辺防災対策協議会

目次

基本事項（本書の目的や構成、避難場所に関する説明）…………… 1

災害時の活動（大規模地震が発生した際の活動手順）…………… 3

※ 別紙

- ① 資器材一覧
- ② 公園マップ
- ③ 周辺地図
- ④ 連絡先一覧

基本事項

1 本ガイドの目的

新宿中央公園は、東京都により「避難場所」として位置づけられており、大規模地震発生時には、地域住民や在勤者等の一時的な避難先となります。一方で、新宿中央公園は『新宿ルール実践のための行動指針』において、行き場のない帰宅困難者の一時的な避難先として位置づけられています。これらのことから、大規模地震発生時の新宿中央公園では、避難してきた大勢の人による混乱が懸念されます。

本ガイドの目的は、『新宿ルール実践のための行動指針』を踏まえて新宿中央公園における避難場所運営手順を定め、新宿駅周辺地域の事業者で共有することで、大規模地震発生時における新宿中央公園における混乱を抑制することです。

2 新宿中央公園における避難場所運営の具体的内容

以下2種類の避難者に対応することです。

- ① 地域住民（新宿中央公園周辺に在住しており、避難してきた人）への対応
 - ・一時的に避難してくるので、公園内に待機させる。
 - ・その後、自宅か避難所に誘導する。

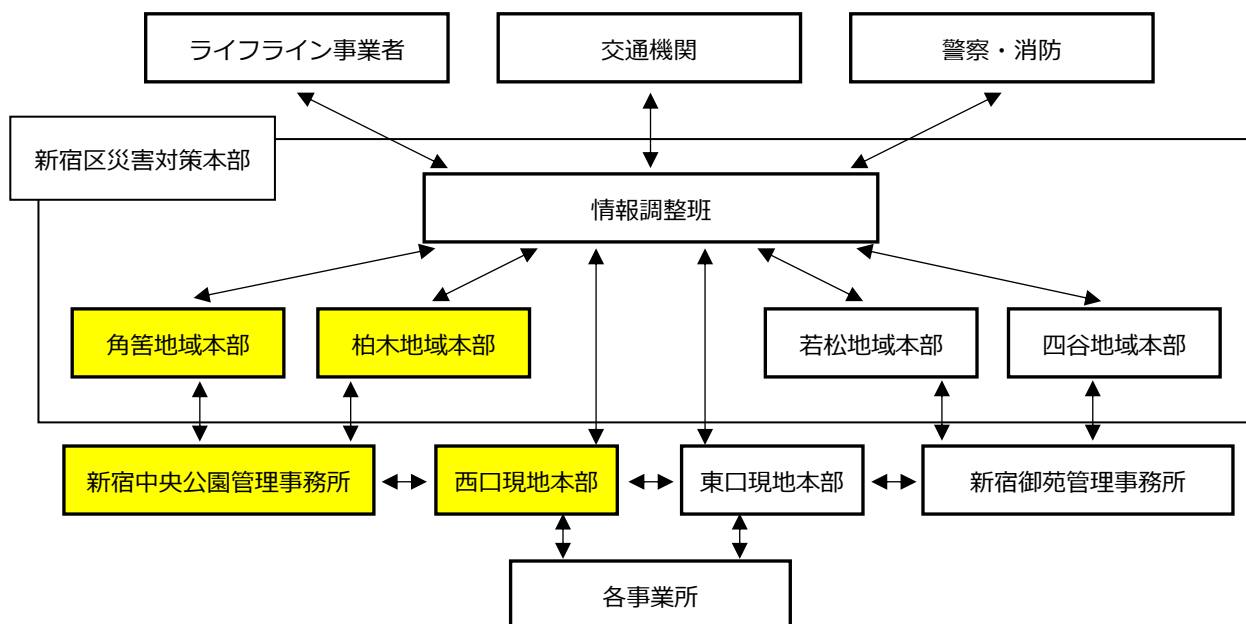
- ② 帰宅困難者（仕事や遊び等の用務で新宿駅周辺に来訪し、避難してきた人）への対応
 - ・一時的に避難してくるので、公園内に待機させる。
 - ・その後、帰宅困難者一時滞在施設に誘導する。

3 運営体制

(1) 運営組織

新宿中央公園管理事務所、角筈地域本部（角筈特別出張所）、柏木地域本部（柏木特別出張所）の人員により運営します。

(2) 体制図



(3) 各組織の役割

組織	役割
新宿中央公園管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難場所運営を統括する。
角筈地域本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 新宿中央公園に職員を派遣して現地連絡所を設置し、新宿中央公園管理事務所との連絡体制を構築する。 ● 新宿中央公園の避難者を、避難所や帰宅困難者一時滞在施設、医療救護所等に誘導・案内する。 ● その他、新宿中央公園における避難場所運営に必要なことを実施する。
柏木地域本部	
西口現地本部	<ul style="list-style-type: none"> ● 各事業所より寄せられた西口地域の情報を集約し、各事業所や新宿区災害対策本部、新宿中央公園管理事務所に共有する。

災害時の活動

大規模地震が発生した際、新宿中央公園において避難場所を運営する際の手順は以下のとおりです。
『新宿ルール実践のための行動指針』のフェーズごとに整理しています。

1 発災（大規模地震発生直後）

【 主な実施事項 : 避難場所運営体制の立ち上げ 】

■ 人員集合、配置

避難場所運営に携わる人員が集合し、各役割に配置する。

■ 避難者受け入れ場所の設定

別紙『公園マップ』を確認し、避難者受け入れ場所を設定する。

■ 資器材設置（臨時設置、常設品活用）

状況に応じて資器材を設置する。 ※ 別紙『資器材一覧』参照

2 残留・退避（新宿駅周辺の人々が、交通機関復旧まで待機する場所を探す時間）

3 滞在（新宿駅周辺に滞留する人々が、交通機関復旧まで待機する時間） 及び

4 帰宅（交通機関が復旧し、新宿駅周辺に滞留する人々が帰途に就く時間）

【 主な実施事項 : 避難場所の運営 】

■ 避難者への対応

行き場を求めて避難してきた者に対応する。

（1）体調に問題のない者への対応

避難者受け入れ場所での待機を指示した上で、以下のことを伝える。

【地域住民に対して】

- 自宅が帰宅可能であれば帰宅を促す。
- そうでなければ、各自の地域の避難所に向かうよう、案内する。
避難所の状況等については、角筈、柏木地域本部に問い合わせる。

※ 別紙『周辺地図』参照

（資器材中に『周辺地図』を印刷したものがあるので、随時活用のこと。）

【帰宅困難者に対して】

- 開設済みの帰宅困難者一時滞在施設に向かうよう、案内する。
帰宅困難者一時滞在施設の状況等については、角筈、柏木地域本部に問い合わせる。
- ※ 別紙『周辺地図』参照
(資器材中に『周辺地図』を印刷したものがあるので、随時活用のこと。)

(2) 傷病者への対応

- ① 119番で消防に救急の要請をする。
- ② ①による対応ができない場合・・・
 - 傷病者が軽症で自力移動可能な場合
最寄りの医療救護所（西新宿小学校医療救護所）を案内する。
※ 医療救護所の開設状況については、角筈地域本部に問い合わせる。
 - 傷病者が重症である場合や自力移動不可能な場合
最寄りの災害拠点病院、災害拠点連携病院に搬送する。
※ 別紙『周辺地図』参照
(資器材中に『周辺地図』を印刷したものがあるので、随時活用のこと。)